

○預り金の取扱いに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、釧路司法書士会（以下、「本会」という。）の会員の業務上の預り金について必要な事項を定めることを目的とする。

(預り金の定義)

第2条 本規則にいう預り金とは、会員が、その職務に関し、依頼者のために、依頼者・相手方その他利害関係人から預り、保管する金員であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 登記・供託の各手続に際し、受領した金員又は還付を受けた金員
- (2) 判決・和解・調停又は示談に基づき相手方に対して支払うべき金員
- (3) 判決・和解・調停又は示談に基づき相手方又は利害関係人から受領した金員
- (4) 保全・執行の各手続に際し、受領した金員又は還付を受けた金員
- (5) 予納金、鑑定費用その他依頼者から具体的に使途を限定して受領した金員で、清算を要するもの
- (6) 司法書士法施行規則第31条第1号及び第2号の業務に基づき保管すべき金員
- (7) その他前記各号に準じて取り扱うべき金員

(保管方法)

第3条 会員は、受任事件につき依頼者から又は依頼者のために預かった金員（以下「預り金」という。）を自己の金銭と区別し得るよう、預り金であることを明確にする方法で記帳し、又は記録して保管しなければならない。

2 会員は、一事件又は一依頼者につき預り金の合計額が50万円以上で、かつ、銀行、郵便局その他の金融機関の14営業日以上保管するときは、預り金の保管を目的とする口座（以下「預り金口座」という。）に入金し、保管しなければならない。

(通知義務)

第4条 会員は、依頼者のためにその相手方等から預り金を受領したときは、速やかに依頼者に通知しなければならない。

(預り証の発行)

第5条 本会は、依頼者から預り金を受領したときは、適宜の預り証を発行しなければならない。ただし、依頼者から、銀行、郵便局その他の金融機関の口座に対する払い込みの方法で預り金を受領した場合は、依頼者の請求があったときに限るものとする。

(明細書等の交付)

第6条 会員は、依頼者に対し、その求めがあったとき及び受任事件が終了したときは、預り金について適宜の明細及び収支を記載した書面を交付しなければならない。

(清算義務)

第7条 会員は、預り金を預かる必要がなくなった場合、その趣旨に従い遅滞なく依頼者又は相手方等に対し、預かり金を支払い、又は清算しなければならない。

(預り金に関する照会)

第8条 本会は、本会に対して預り金に関する苦情等の申出がされる等当該会員に対し指導・監督すべき相当の理由があると思料するときは、会員に対し、預り金の保管状況及びその出入明細について照会し、預り金口座の写しその他関連する記録の提出を求めることができる。

(照会に関する回答義務)

第9条 会員は、本会から前条の照会を受けたときは、速やかに書面で回答するとともに、預り金口座の写しその他関連する記録の写しを提出しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 本会の会長及び役員は、本規則により知り得た会員の預り金に関する秘密を漏らしてはならない。役員を退任した後も同様とする。

附　　則

(施行期日)

1　この規則は、改正司法書士会会則の認可の日から施行する。